様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年07月07日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきかいしゃきたろう  　　　　一般事業主の氏名又は名称　株式会社北廊  （ふりがな）ながはら　だいすけ  （法人の場合）代表者の氏名 永原　大介  住所　〒079-8453  北海道旭川市永山北3条6丁目3番22号  法人番号　4450001006724  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 中期経営計画2025～2029「匠の心で世界へ」 | | 公表日 | 2025年4月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | MUKU工房公式Webサイト https://kitaro.co.jp/2025vision/ | | 記載内容抜粋 | 「MUKU工房は、“匠の心で、世界へ”を中核ビジョンとし、日本の職人技術を世界中の顧客に届けることを使命としています。国産家具の誇りとストーリーを、デジタル技術を通じて可視化・伝達・販売することにより、顧客体験価値の最大化を図ります。今後はデータ活用・越境EC・AIによる提案型販売などを活用し、経営革新とグローバル展開を同時に実現します。」 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2025年3月開催の取締役会において承認済 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | MUKU工房 DX特設ページ｜伝統 × デジタルの融合へ | | 公表日 | 2025年4月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | MUKU工房 DX特設ページ｜伝統 × デジタルの融合へ https://kitaro.co.jp/dx-muku/ 3. 主なDX施策  2. DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | 旭川家具を中心とした高付加価値製品を、国内外の富裕層市場に届けるため、DX推進を行っております。代表直下にDX推進責任者（CDO）を配置し、EC・物流・マーケティング・カスタマーサポート（CS）などの各部門が連携する「DX推進タスクフォース」を組織し、全社横断でDX戦略を推進しています。加えて、Google広告支援チームや外部のデジタルパートナーとも協力し、広告運用の最適化や最新の知見の活用を図る体制を整えています。  また、DX戦略の中核として、デジタル人材の育成と内部確保にも注力しており、全社合同の「デジタル活用講座」や、幹部層向けのデジタルマーケティングやデータ分析に関する実践的な教育を継続的に実施しています。  その中でも、特にデータ活用は重要な柱として位置付けています。EC事業開始当初からGoogle AnalyticsやSearch Consoleを用いて、アクセス状況、ユーザー属性、エンゲージメント、SEOキーワードのトレンドなどを可視化し、サイト改善や検索順位向上に反映しています。広告運用においても、データ分析に基づくROAS最大化を目指した取り組みを推進しています。  これらの取り組みを通じて、データを起点とした企業変革と、持続的な成長を目指しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2025年3月開催の取締役会において、DX戦略と推進体制を一括承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | MUKU工房 DX特設ページ内  2. DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | DX推進体制  当社では、DX戦略の実現に向けて、代表取締役直下にDX推進責任者（CDO相当）を配置し、DX推進タスクフォースを組織しています。企画・マーケティング・カスタマーサービス・物流といった各部門が密接に連携し、全社横断で戦略の立案と実行を推進しています。また、Google広告支援チームや外部のデジタルパートナーとも定期的に協力し、最新の知見や外部リソースを取り入れながら、実践的かつ柔軟なDX体制を整えています。  デジタル人材の育成・確保  こうした体制のもと、当社ではDX推進に不可欠なデジタル人材の育成と内部確保を重要な経営課題と位置付け、組織全体で段階的な人材育成を進めています。  具体的には、3か月ごとに全社合同のオンラインミーティングを実施し、スパム判別やメールヘッダー確認、端末セキュリティ、HTML・CSS基礎といった実務に直結する「デジタル活用講座」を通じて、全社員のリテラシー向上を図っています。  また、中堅幹部層に対しては、Google広告支援チームとの定例会議を活用し、デジタルマーケティング戦略や自然検索キーワード分析（日本語・英語・中国語対応）、サーチコンソールによるデータ解析など、より高度なスキルの習得を推進しています。  さらに、外部サーバー管理事業者と連携し、サーバー稼働状況やWAF（Web Application Firewall）設定の確認を通じて、インフラやセキュリティ分野における実践型のデジタル人材育成も進めています。  これらの取り組みにより、現場から経営層まで、組織全体でDX人材を計画的に育成・確保し、持続的なDX推進体制の確立を目指しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | MUKU工房 DX特設ページ内  3. 主なDX施策 | | 記載内容抜粋 | 2022年度に基幹システムをAWSクラウド環境へ完全移行し、拡張性と安定性を確保した。 現在は、SEO強化およびストーリーブランディング対応を目的としたCMS導入の準備を進めており、2025年下期の実装を予定している。 あわせて、越境EC対応機能およびAIレコメンド機能の設計にも着手しており、段階的に実装することで、データ活用と顧客体験向上のためのDX基盤を整備中である。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | KPI進捗モニタリングレポート2025 | | 公表日 | 2025年04月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 社内イントラネット（経営戦略部） 社外向けサマリーは決算説明資料および一部Web公開予定（https://kitaro.co.jp/strategy2025/） | | 記載内容抜粋 | 当社は、DX戦略の成果を定量的に把握するため、以下のKPIを設定している：  【財務KPI（KGIと連携）】 ・海外売上比率：2025年10％ → 2027年20％ ・顧客平均購入単価：前年比＋15％ ・月間リピート率：30％以上の維持  【非財務KPI（DX進捗そのもの）】 ・SEO自然検索流入数：前年比＋25％ ・海外からの問合せ件数：年180件以上  これらのKPIは月次でモニタリングされ、経営会議でのPDCAに反映している。戦略上の遅延が発生した場合は原因を分析し、各部門と連携して修正案を策定するサイクルが確立している。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年4月10日 | | 発信方法 | 社内経営戦略フォルダおよびイントラネット（KPI進捗モニタリングレポート2025） 要約版は一部Web公開https://kitaro.co.jp/strategy2025/ | | 発信内容 | 当社では、「匠の心で世界へ」というビジョンのもと、 DX戦略として「①グローバル販売チャネルの構築」「②顧客体験の向上」「③職人技術の可視化と伝達強化」を三本柱とし、それに対応するKPIを設定している。  たとえば、海外売上比率やリピート率などは、DX施策（越境EC・CMS導入・商品提案最適化）の効果を直接測るものであり、戦略と指標の連動性が明確になっている。  これらのKPIは、CDO直下のDX推進タスクフォースが毎月データを収集・分析し、経営会議（月1回）にて進捗報告・改善案の提案を行っている。必要に応じて取締役会へエスカレーションを行い、迅速な判断と修正が可能な体制が整っている。  また、KPIが未達の場合には、社内CS・物流・商品企画チームと連携して、戦略施策の優先度変更・チャネル再設計などを機動的に行うPDCAサイクルが運用されている。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年4月頃～2024年12月頃 | | 実施内容 | IPA DX推進指標の簡易診断を実施。結果を添付  本項に関する取り組みの概要は、添付資料（ファイル名：【提出】DX\_suishin\_selfcheck\_MUKU2025）に記載 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年4月頃　～　2024年12月頃 | | 実施内容 | 代表取締役主導のもと、2022年より段階的なセキュリティ強化を推進。以下の対策を導入済：  ● 物理・ネットワーク対策   * デジタルデータソリューション(株)の「DDHBOX」および「HOME type-U4L」を導入し、端末セキュリティと社内ネットワークのリスク管理を強化   ● サーバー側セキュリティ   * EGセキュアソリューションズ(株)の\*\*クラウド型WAF「SiteGuard」\*\*を採用し、ECサイトへの不正アクセスを常時監視・遮断 * SSL/TLS暗号化通信は\*\*AWSのACM（AWS Certificate Manager）\*\*を使用し、証明書の自動更新による安全な通信環境を維持   ● 人的・運用対策   * セキュリティ意識向上のため、社内研修を年1回実施（2023年〜） * サイバー攻撃や災害に備えた\*\*BCP（事業継続計画）\*\*を2024年12月に策定済   ● 制度対応   * 2025年5月、「SECURITY ACTION 二つ星」をIPAへ正式申請（現在申請済・受理待ち） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。